

相談支援事業所 すきっぷ

《重要事項説明書》

この説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条並びに児童福祉法第5条に基づき、当事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

当事業所は、特定相談支援事業者の指定を受けています。

(三重県指定 第2431200563号)

(三重県指定 第2471200077号)

社会福祉法人 伊賀市社会事業協会

1. 事業者

名 称	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
所 在 地	三重県伊賀市朝屋 7 3 9 番地の 2
電話番号	0 5 9 5 - 2 1 - 5 5 4 5
代表者氏名	理事長 藪内 勝
設立年月日	昭和 2 3 年 9 月 1 6 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	相談支援事業所
事業の目的	当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な指定計画相談支援サービスを提供します。
事業所の名称	相談支援事業所 すきっぷ
事業所の所在地	三重県伊賀市朝屋 7 2 5 番地の 1
電 話 番 号	0 5 9 5 - 4 1 - 1 7 1 7 ・ 0 5 9 5 - 4 1 - 2 2 8 8 (追加)
F A X 番 号	0 5 9 5 - 2 6 - 7 6 0 0
管 理 者 氏 名	一路 博美
事業所の運営方針	当事業所は、利用者が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう、指定計画相談支援を行います。
開設年月日	平成 2 6 年 4 月 1 日
併 設 事 業	障害児相談支援 平成 28 年 4 月 1 日 指定 2471200077 号 身体障害者支援施設 平成 13 年 5 月 15 日 指定 2411200187 号 介護老人福祉施設 平成 12 年 3 月 31 日 指定 2471200101 号 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 平成 12 年 3 月 31 日 指定 2471200101 号 通所介護 平成 12 年 3 月 31 日 指定 2471200184 号 伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス） 平成 28 年 11 月 1 日 指定 24A1200302 号 居宅介護支援 平成 12 年 3 月 31 日 指定 2471200077 号 通所リハビリテーション 平成 21 年 8 月 1 日 指定 2471200721 号 訪問介護 平成 18 年 9 月 1 日 指定 2471200549 号 伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）

	平成 28 年 11 月 1 日 指定 24A1200286 号
盲養護老人ホーム	昭和 46 年 7 月 1 日 開設
特定施設入居者生活介護	平成 19 年 4 月 1 日 指定 2471200580 号

3. 事業実施地域

伊賀市全域

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12月29日～1月3日及び祝日を除く）
受付時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間帯	午前8時30分から午後5時30分
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が24時間可能な体制をとっています。

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
管 理 者	1 名（兼務）	名	1 名
相談支援専門員	2 名	名	2 名

6. 職員の職務内容

職 種	職 務 の 内 容
管 理 者	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
相談支援専門員	利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（契約書第3条～第6条参照）

【1】サービス利用計画の作成

利用者のご家庭等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

（サービス利用計画の作成の流れ）

（Ⅰ）相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

（Ⅱ）サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、

利用者にサービスの選択を求めます。

(Ⅲ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

(Ⅳ) 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

(Ⅴ) (Ⅳ) で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

(Ⅵ) 支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

【2】サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

【3】サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

【4】障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

(2) 利用料金（契約書第7条参照）

【1】サービス利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

【2】交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

事業所から片道 1 Km毎に20円

【3】利用料金のお支払い方法

前記【2】の費用は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

金融機関	百五銀行上野支店	普通預金150170
口座名義	しゃかいふくしほうじん い が ししゃかいじぎょうきょうかい 社会福祉法人伊賀市社会事業協会	
	りじちよう やぶ うち まさる 理事長 藪 内 勝	

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なくご相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条第4項参照）

当事業所では、関係法令及び法人個人情報管理規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 当事業所における記録の項目は次のとおりです

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

〔 閲覧・複写の受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分 〕

1 0．緊急時及び事故発生時の対応について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1．損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社損保ジャパン日本興亜
保険名	しせつの損害補償（社会福祉施設総合損害補償）
補償の概要	訪問・相談等事業に起因する事故による賠償責任補償

1 2．虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるものとします。また、従業者や利用者のご家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 3．非常災害・感染症対策について

非常災害に関する非常災害計画、災害や感染症が発生した場合に関する業務継続計画を別に作成するとともに、災害や感染症に備えるため、想定される災害や感染症に係る研修等を実施し、業務継続に努めます。

1 4．ハラスメント対策

- （1）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- （2）利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 5．個人情報の保護について

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者が得た利用者及びご家族の個人情報については、事業所での福祉サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びご家族の同意を得るものとします。

1 6．苦情等の受付について（契約書第15条参照）

- （1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の苦情受付担当がお受けします。

苦情受付担当者	岡森 紀美子
苦情解決責任者	一路 博美
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

（2）第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意

見は、「第三者委員」に相談することができます。

《第三者委員》

名 前	連絡先電話番号
竹 内 佐千子	0 5 9 5 - 3 7 - 0 9 3 9
塚 本 初 子	0 5 9 5 - 2 1 - 3 9 9 1
石 山 淑 子	0 5 9 5 - 2 1 - 2 7 6 6

(3) 行政機関その他苦情受付機関

伊賀市障がい福祉課	所 在 地 : 三重県伊賀市四十九町3 1 8 4 番地 電 話 番 号 : 0 5 9 5 - 2 2 - 9 6 5 7 FAX 番 号 : 0 5 9 5 - 2 2 - 9 6 6 2 受 付 時 間 : 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝は除く)
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所 在 地 : 三重県津市桜橋2丁目1 3 1 番地 電 話 番 号 : 0 5 9 - 2 2 4 - 8 1 1 1 FAX 番 号 : 0 5 9 - 2 1 3 - 1 2 2 2 E - m a i l : anshin@miewel.or.jp 受 付 時 間 : 午前9時～午後5時(土・日・祝は除く)